

キャリア形成促進プログラムの基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地				
東海医療科学専門学校	平成19年3月16日	藪本 恭明	〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南2-7-2 (電話) 052-588-2977				
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地				
学校法人セムイ学園	平成4年4月1日	野村 斉史	〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南2-7-2 (電話) 052-551-1233				
正規課程/履修証明プログラム	分野	プログラムの名称		開設年月日	生徒定員	修業年限・修業期間	
正規課程	教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程 社会福祉科(昼間課程)		平成30年4月1日	40人	1年	
開講時期	前期:4月1日～9月30日 後期:10月1日～3月31日			直近の修了者数※2	修了者のうち就職者数※2	修了者のうち就職者数※2	
				20人	12人	0人	
プログラムの目的	<p>少子・高齢化社会の進展等により、ますます国民の福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれ、また、介護保険制度や障害者総合支援法の施行により、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められており、サービス提供の根幹である社会福祉士は、医療分野、司法分野、ひきこもり支援などの関連分野にも任用の場は広がり、今後、ますます必要とされている。このような社会のニーズに応えるために、社会福祉科(昼間課程)は、建学の精神である『施無畏の精神』に基づき、変化する社会の中で、福祉分野等で即戦力として活躍しつつ福祉社会の創造的担い手となる社会福祉士を継続的に養成し、国の利用者本位の質の高い福祉サービスの推進に貢献する事を目的とする。</p>						
認定年月日※3	平成2年3月25日						
対象とする職業の種類	社会福祉士	身に付けることのできる能力		<p>■身に付けられる知識、技術及び技能</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 福祉分野で働く者として必要とされる基礎的素養、コミュニケーション能力</li> <li>2. 社会保障、社会福祉サービス利用者への相談援助に関する知識と技術及び技能</li> </ol> <p>■得られる能力</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者ニーズ-地域-社会資源の関連を意識して、新たな社会資源の開発について検討できる。</li> <li>2. 多角的な視点からアイデアを他者と共有し、グループワークをすすめることができる。</li> </ol>			
カリキュラム内容	<p>現代社会と福祉、相談援助の理論と方法、福祉サービスの組織と経営等の科目により基礎的な社会福祉援助技術に関する知識を修得するとともに、相談援助実習において相談援助の現場実習を行うことにより、相談援助に関する知識・技能を修得させる。また、相談援助の知識と技術をより深めるために、本学独自に複数の事業所(社会福祉法人、企業等)と“パートナーシップ協定”を締結し、フィールドワークを企画、実施し、履修必須科目以外にも、学生の要望に応じて現場体験実習に行い、“現場の実際”を肌で感じる機会を多く設けている。</p>						
総授業時数又は単位数 ※4	1200時間	要件該当授業時数又は単位数 ※4	1200時間	企業等連携授業時数又は単位数 ※4	105時間	要件該当授業時数/総授業時数 ※4	100%
社会人が受講しやすい工夫	<p>■社会人が受講しやすい工夫の内容</p> <p>(例) 休日・週末・早朝・夜間の開講、長期休暇時における集中開講、IT活用、経済的支援制度の整備、補講の実施、託児サービスの実施、就職サポート等就職支援として、キャリアサポートセンターを設置し、学科の専任教員と常勤のキャリアコンサルタントが連携して、学生一人ひとりに現状や就職希望等について面談し、就職サポートを行っている。卒業後も在学中と同様に就職サポートを行っている。また、年に1回、休日に卒業生交流会を開催し、現場における技術向上等の個別相談を行っている。経済支援として、学費の分納制度、給付型奨学金として、利子補給奨学金(教育ローンの利子を補給)、ひとり親家庭奨学金、有資格者(医療・福祉の国家資格、介護支援専門員、教員免許等)奨学金制度があり、社会人の学生が安心して学べるようサポートしている。名古屋の主要駅「名古屋駅」や「伏見駅」から当校まで、徒歩15分であり、アクセスがよいため岐阜や三重在住の方でも通学可能である。教育支援として、予習・復習に最適な「学びネットドリル」を導入し、パソコンやスマートフォンで自主学習が可能であり、反復学習による、知識の定着を促している。また、育児中等の社会人でも受講しやすいように、週2～3日は授業開始時間を11:00とし、土日に必須の授業や学校行事を実施しないようにしている。修業年限は1年間であるが、必須科目の授業を12月までに終えるようカリキュラムを編成(実習9か月)することで時間的な負担の軽減を図っている。1月以降は出席が任意のセミナーや授業の実施や就職サポートを中心に行っている。</p>						
成績評価の基準・方法	成績は、授業科目担当の教員がシラバスに記載された評価方法に基づき試験等を行い、その成果及び受講状況などを総合して評価する。評価点基準は次のとおりである。優:80点以上、良:70～80点未満、可:60～70点未満、不可:(不合格)60点未満。試験及び実習に合格した場合は、単位認定会議において当該科目の単位を認定する。		プログラム修了要件	規定の修業年限以上在学し、学則(別表)の授業科目の成績評価を可以上取得し、卒業判定会議で、卒業試験の合格と全ての授業科目の単位の修得が確認された者には修了(卒業)の認定を行う。			
当該プログラムホームページURL	<a href="http://www.tokai-med.ac.jp/kagaku/syakaifukusi/hiru/">http://www.tokai-med.ac.jp/kagaku/syakaifukusi/hiru/</a>						

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定プログラムにおいては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください。

2. 「直近の修了者数」、「修了者のうち就職者数」、「修了者のうち就業者数」(※2)

「直近の修了者数」、「修了者のうち就職者数」、「修了者のうち就業者数」の欄には、正規課程については公表年月日年度の前年度の実績人数を、履修証明プログラムについては公表年月日の時点において最後に修了者を出した直近の開講時期における実績人数を記入してください。各実績人数は、学校が把握している範囲での数字を記入してください。

「修了者のうち就職者数」の欄には、推薦プログラム修了後に推薦プログラムの対象とする職業に就職した受講者数を記入してください。

「修了者のうち継続在職者数」の欄には、推薦プログラム受講時に在職していた企業等に推薦プログラム修了時点において引き続き在職した受講者数を記入してください。

3. 認定年月日(※3)

キャリア形成促進プログラムとしての認定年月日を記入してください。初回認定の場合は空欄としてください。

4. 授業時数又は単位数の表記(※4)

推薦プログラムが正規課程で時間制の場合は単位時間数、正規課程で単位制の場合は単位数、履修証明プログラムの場合は時間数を記入してください。

1. 「対象とする職業に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針  
職業に必要な実践的かつ専門的な能力及び救命医療現場において即戦力となる能力を育成するため、病院、業界団体との密接な連携を通じ、実践的な専門教育の確保に組織的に取り組み、病院等からの要望、意見を活用し、学校が主体的に教育課程を編成する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け  
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記 教育課程編成委員会はセムイ学園運営指針において校長レベルの委員会に位置付けられている。教育課程の編成は先ず、学科教員の起案により学科会議で協議した結果を教育編成委員会で審議し校長が決裁する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和3年7月31日現在

名 前	所 属	任期	種別
藪本 恭明	東海医療科学専門学校 校長	R2.8.1～R4.7.31	
大竹 有二	東海医療科学専門学校 校長代理	R2.9.1～R4.9.31	
田中 敏彦	東海医療科学専門学校 教学部長補佐	令和1年10月1日～令和3年9月30日(2年)	
中村 新一	東海医療科学専門学校 教学部長補佐	令和1年10月1日～令和3年9月30日(2年)	
浅野 美子	東海医療科学専門学校 専任教員	令和1年10月1日～令和3年9月30日(2年)	
奥地 伸城	東海医療科学専門学校 学科長	令和1年10月1日～令和3年9月30日(2年)	
辻 智之	東海医療科学専門学校 主事補	令和1年10月1日～令和3年9月30日(2年)	
角本 裕之進	東海医療科学専門学校 主事補	令和1年10月1日～令和3年9月30日(2年)	
鬼頭 宏	東海医療科学専門学校 専門科長	令和1年10月1日～令和3年9月30日(2年)	
北村 次郎	東海医療科学専門学校 専任教員	令和1年10月1日～令和3年9月30日(2年)	
小林 二成	東海医療科学専門学校 学科長	令和1年10月1日～令和3年9月30日(2年)	
大内田 潤子	東海医療科学専門学校 専任教員	令和1年10月1日～令和3年9月30日(2年)	
高山 久志	東海医療科学専門学校 学科長	令和1年10月1日～令和3年9月30日(2年)	
檜垣 道隆	東海医療科学専門学校 専任教員	令和1年10月1日～令和3年9月30日(2年)	
西堀 敦則	高見接骨院 院長	令和2年9月1日～令和4年8月31日(2年)	③
高橋 知己	一般社団法人 愛知県社会福祉会 副会長	令和2年9月1日～令和4年8月31日(2年)	①
男武 正基	社会福祉法人 名張育成会ワークプレイス菜	令和2年9月1日～令和4年8月31日(2年)	③
奥川 慎二	一宮医療センター作業療法士	令和2年9月1日～令和4年8月31日(2年)	③
皆川 和也	独立行政法人地域医療機能推進機構中京病院	令和3年5月1日～令和5年4月30日(2年)	③
伊井 友昭	医療法人友心会 大幸砂田橋クリニック	令和3年5月1日～令和5年4月30日(2年)	③
熊澤 輝人	愛知県理学療法士会 アジア競技大会支援委員会委員長	令和3年5月1日～令和5年4月30日(2年)	①
小林 弘治	愛知県柔道整復師会 副会長	令和3年5月1日～令和5年4月30日(2年)	①
伊原 正	鈴鹿医療科学大学 教授	令和3年5月1日～令和5年4月30日(2年)	①
鈴木 俊夫	日本口腔ケア学会 名誉理事長	令和3年5月1日～令和5年4月30日(2年)	②
星野 茂	蒲郡市民病院リハビリテーション科 診療技術局長兼リハビリテーション技術士長	令和1年10月1日～令和3年9月30日(2年)	③
稲垣 毅	愛知県作業療法士会 会長	令和1年10月1日～令和3年9月30日(2年)	①
平井 俊隆	理研産業株式会社 上席執行役員 愛知営業部長、東海営業企画部長	令和1年10月1日～令和3年9月30日(2年)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。  
(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は空欄で構いません。)

- ①推薦プログラムが対象とする職業の属する業界全体の動向に関する知見を有する業界団体等の役職員
- ②推薦プログラムが対象とする職業に関連する学会や学術機関等の有識者
- ③推薦プログラムが対象とする職業の実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

<p>(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期  (年間の開催数及び開催時期)  年2回(9月、2月)  (開催日時(実績))</p> <p>第1回 令和2年9月12日 17:00~18:00  第2回 令和3年2月6日 17:00~18:00</p>																				
<p>(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況  ※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。  「リモート上のコミュニケーションスキル」はもとのコミュニケーションスキルが反映されることから、養成における「コミュニケーションスキル獲得や向上」はこれまで以上に力を入れていく必要があるとの意見に基づき、その方法を検討していく。コロナ禍においては「カリキュラム上の学ぶべきことの担保」を最低限におきつつ、できる限り「体系的に理論と実践のバランスがとれるような養成」めざしていくことが必要であるため、パートナーシップ協定なども活用していくよう検討していく。</p>																				
<p>2.「対象とする職業に関する企業等と連携して行う授業等その他の実践的な方法による授業等が、別の定めるところにより、総授業時数の一定割合以上を占めていること。」関係</p>																				
<p>(1)企業等と連携して行う授業における連携の基本方針  社会福祉に関する実践的な職業教育を行うために、社会福祉分野の企業、施設等から当該企業に所属する実務経験5年以上の社会福祉士等を講師として派遣し、校内の教室、設備等を活用した指導などの協力を得られる企業等を選定している。</p>																				
<p>(2)企業等と連携して行う授業における連携内容  ※授業内容は方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記  企業等の講師が事前に担当教員と打ち合わせを行い、授業の内容、学習成果の達成度評価指標等について定める。企業等の講師の福祉現場の視点で授業を展開する。授業終了後に担当教員と意見交換をし、他の授業との関連性や学生理解度などを確認し、生徒の学習状況によっては学習支援をする。授業終了時には講師による生徒の学修結果の評価を踏まえ担当教員が成績評価を行う。</p>																				
<p>(3)実践的な方法による授業のうち、企業等と連携して行う授業の具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目につ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目名</th> <th>科目概要</th> <th>連携企業等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>権利擁護と成年後見制度</td> <td>成年後見制度の内容や、その課題から社会福祉の中における権利擁護について学ぶ。そして権利侵害を受けやすい人々にどのようにかかわっていくには、どのような法律知識が必要か、他の専門職と協働する上でどのような根</td> <td>有限会社With A Will</td> </tr> <tr> <td>障害者に対する支援と障害者自立支援制度</td> <td>社会福祉士として生きづらさを抱えた方への支援技能を身に付けるため、障害者の生活実態や障害者を取り巻く情勢、障害者を支援するための制度について理解する。</td> <td>相談室あめあがり</td> </tr> <tr> <td>就労支援サービス</td> <td>1.社会福祉士として生きづらさを抱えた方への支援技能を身に付けるため、就労支援制度や各機関の役割を理解するとともに、就労支援のプロセスを理解します。 2.社会福祉士であり、職場適応援助者としての経験もあるものが現場経験を活かした指導を行い、就労支援分野のソーシャルワークへの理解を深める。</td> <td>相談室あめあがり</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			科目名	科目概要	連携企業等	権利擁護と成年後見制度	成年後見制度の内容や、その課題から社会福祉の中における権利擁護について学ぶ。そして権利侵害を受けやすい人々にどのようにかかわっていくには、どのような法律知識が必要か、他の専門職と協働する上でどのような根	有限会社With A Will	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	社会福祉士として生きづらさを抱えた方への支援技能を身に付けるため、障害者の生活実態や障害者を取り巻く情勢、障害者を支援するための制度について理解する。	相談室あめあがり	就労支援サービス	1.社会福祉士として生きづらさを抱えた方への支援技能を身に付けるため、就労支援制度や各機関の役割を理解するとともに、就労支援のプロセスを理解します。 2.社会福祉士であり、職場適応援助者としての経験もあるものが現場経験を活かした指導を行い、就労支援分野のソーシャルワークへの理解を深める。	相談室あめあがり						
科目名	科目概要	連携企業等																		
権利擁護と成年後見制度	成年後見制度の内容や、その課題から社会福祉の中における権利擁護について学ぶ。そして権利侵害を受けやすい人々にどのようにかかわっていくには、どのような法律知識が必要か、他の専門職と協働する上でどのような根	有限会社With A Will																		
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	社会福祉士として生きづらさを抱えた方への支援技能を身に付けるため、障害者の生活実態や障害者を取り巻く情勢、障害者を支援するための制度について理解する。	相談室あめあがり																		
就労支援サービス	1.社会福祉士として生きづらさを抱えた方への支援技能を身に付けるため、就労支援制度や各機関の役割を理解するとともに、就労支援のプロセスを理解します。 2.社会福祉士であり、職場適応援助者としての経験もあるものが現場経験を活かした指導を行い、就労支援分野のソーシャルワークへの理解を深める。	相談室あめあがり																		

<p>3.「企業等と連携して、教員に対し、対象とする職業に係る実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係</p>
<p>(1) 推薦プログラムの教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針  ※研修等を教員に受講させることについて諸規定に定められていることを明記。  学園が定める教員研修規程に基づき、社会福祉現場の最新の知識及び技能の修得と学生に対する指導力の向上を方針とし、企業等との連携により、組織的な研修を行っている。また、教員の専門知識、技術の向上のために社会福祉学に関する講習会や社会福祉士会主催の研修会への参加を促している。</p>
<p>(2) 研修等の実績</p> <p>① 推薦プログラムが対象とする職業に係る実務に関する研修等</p> <p>研修名「実習演習研究会」(連携企業等:ソーシャルワーク教育学校連盟東海北陸ブロック )  期間令和2年12月6日(金) 14:00～15:30 対象:初任者・新規採用者・教職5年以上経験者  内容:社会福祉協議会の職員を招いて、障害者の就労とソーシャルワークのプロセス、発達障害についてのワークショップ</p> <p>② 指導力の修得・向上のための研修等</p> <p>研修名「2020年度社会福祉士・精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」(連携企業等:日本ソーシャルワーク教育学校連盟)  期間令和2年7月18日(金)～8月28日(金) 対象:初任者・新規採用者・教職5年以上経験者  内容:実習指導の内容と方法、実習担当教員のマネジメント力量の向上、実習評価表の仕組みと評価基準及び評価方法</p>
<p>(3) 研修等の計画</p> <p>① 推薦プログラムが対象とする職業に係る実務に関する研修等</p> <p>研修名「ソーシャルワーク実習演習研究会」(連携企業等:ソーシャルワーク教育学校連盟東海北陸ブロック )  期間令和3年9月19日(金) 9:30～12:00 対象:教職5年以上経験者  内容:クライアントの問題解決能力、環境への対処能力の強化、クライアントと必要な社会資源との関係構築・調整について、必要なソーシャルワークの機能について考える</p> <p>② 指導力の修得・向上のための研修等</p> <p>研修名:「学校法人セムイ学園 新人研修(FD) 」(連携企業等:株式会社 学び)  期間:令和3年5月15日(土) 対象:初任者・新規採用者・教職5年以上経験者  内容:有為な医療・福祉従事者を育てる教員が年齢も学力も多様な学生を対象に「学生を理解し教える技術」を高め更なる能力アップを図る。</p>

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条の規定による評価を行い、その結果を公表していること。」「評価を行うに当たり、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

本学の教育活動や学校運営の状況に関する情報提供として、学校自己点検評価及び学校関係者評価の結果及び今後の改善方策等を公表・説明を行い、企業等との協力体制を整え、連携を推進する。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	1. 学校が教育を行う理念・目的・育成人材像などが、明確に定められ、実現するための具体的な計画・方法を持っているか 2. 教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか 3. 理念・目的・育成人材像等は、教職員に周知され、また学外にも広く公表されているか
(2) 学校運営	1. 人事、給与に関する規程等は整備されているか。 2. 学校の目的・目標を達成するための事業計画が定められており、学校は事業計画に沿って運営されているか 3. 運営組織や意思決定機能は、効率的なものになっているか 4. 教育活動等に関する情報公開が適切になされているか 5. 情報システム化等による業務の効率化が図られているか
(3) 教育活動	2. 職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか 3. 教育課程は、適切に編成されているか(体系性) 4. 各科目はカリキュラムの中で適当な位置付けをされているか 5. 成績評価・単位認定の基準は明確になっているか 6. 進級、卒業の基準は明確になっているか 7. 教員の教授力(インストラクションスキル)を向上させる研修を行っているか 8. 授業評価の実施・評価体制はあるか 9. 授業評価が授業改善に活かされているか 10. 国家試験等の指導体制は確立されているか
(4) 学修成果	1. 就職率(卒業者就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られているか 2. 中退率の低減が図られているか 3. 国家試験対策を推進し資格取得率の向上が図られたか
(5) 学生支援	1. 進路・就職に関する支援体制は整備されているか。 2. 父母との連絡は密に行われているか(特に未成年の場合) 3. 卒業生への支援体制はあるか 4. 学生の生活指導・勉学指導がきちんと行われているか
(6) 教育環境	1. 設備、機器・備品は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか 2. 防災に対する体制は整備されているか
(7) 学生の受入れ募集	1. 高等学校等接続する機関に対する情報提供等の取り組みが行われているか 2. 学生募集活動は、適正に行われているか 3. 学生募集において資格取得、就職状況等の情報は正確に伝えられているか 4. 学生納付金は妥当なものとなっているか
(8) 財務	1. 中長期的に学校の財務基盤は安定しているか 2. 予算・収支計画は有効かつ妥当なものか 3. 財務について会計監査が適正に行われているか
(9) 法令等の遵守	1. 法令・専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか 2. 自己評価の実施と問題点の改善を行っているか 3. 個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか
(10) 社会貢献・地域貢献	1. 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行っているか 2. 学生のボランティア活動を奨励、支援しているか。
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

※推薦プログラムの教育効果等に対する学校関係者評価の活用状況を具体的に明記

1. 教育活動

今後、学生数の減少や感染症による学生募集の在り方の変容を見越し、御校の「アイデンティティ・オリジナリティ」を感じられるような活動があれば良いとの意見に基づき、他校と差別化できるブランディング事業計画を推進するために、組織化し、年次計画とともに推進している。また、医療従事者を育成するという「本校の理念」・「誇り」・「責任」を再認識させており、職員間のグループワーク(学科・担当部署を超えたグループで)を検討している。

目標を定めたカリキュラムを履修している。

## 2. 学修成果

卒業後に就職活動をしている学生についても就職状況の把握が必要であるとの意見に基づき、対応が必要との意見に基づき卒業生との連絡方法を構築し、就職状況の報告を義務付け、追跡調査を行っている。

## 3. 学生の募集と受け入れ

安易な考えで(卒業すれば資格がもらえる等)入学する生徒も見受けられるため、就学意欲の高い学生の選抜が必要との意見に基づき、オープンキャンパス等での情報提供により職業理解を深めていただくとともに、入学試験では面接において志望理由や職業理解度を問うことにより、志願者が安易な進路選択をしていないか確認し、学生の質向上に努めている。

## (4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和3年10月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
齋藤友久	医療法人仁会 碧南クリニック	R3.9.1～R6.8.31(3年)	卒業生父兄
林屋裕二	株式会社メディカルサポートクリエーション	R3.9.1～R6.8.31(3年)	卒業生父兄
山田賢太郎 (臨床工学科)	医療法人愛誠会 ゆりクリニック名古屋東透 析室	R3.9.1～R6.8.31(3年)	企業等委員 卒業生
熊澤輝人 (理学療法科)	愛知県理学療法士会	R3.9.1～R6.8.31(3年)	企業等委員
加藤由理 (言語聴覚科)	医療法人明和会 辻村外科病院	R3.9.1～R6.8.31(3年)	企業等委員 卒業生
内山貴博 (作業療法科)	医療法人並木会 並木病院	R3.9.1～R6.8.31(3年)	病院・施設 卒業生
加納崇希 (柔道整復科)	わかたデイサービス 管理者、柔道整復師	R3.9.1～R6.8.31(3年)	企業等委員 卒業生
男武正基 (社会福祉科(昼間課程))	社会福祉法人名張育成会 ワークプレイス葉 所長、社会福祉士	R3.9.1～R6.8.31(3年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

## (5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他( ) )

URL: <https://www.tokai-med.ac.jp/kagaku/disclosure/>

公表時期: 令和3年7月30日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

## (1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本学の教育活動や学校運営の状況に関する情報提供として、学校自己点検評価及び学校関係者評価の結果及び今後の改善方策等を公表・説明を行い、企業等との協力体制を整え、連携を推進する。

## (2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	1.学校の教育方針、特色 2.学校の沿革、歴史 3.校長名、所在地、連絡先
(2) 各学科等の教育	1.入学者に関する受け入れ方針、収容定員 2.カリキュラム 3.国家資格資格取得の実績
(3) 教職員	1.教職員数
(4) キャリア教育・実践的職業教育	1.就職支援等への取組支援 2.臨床実習の取組状況
(5) 様々な教育活動・教育環境	1.学校行事への取組状況 2.課外活動
(6) 学生の生活支援	1.学生支援への取組状況(学生相談)
(7) 学生納付金・修学支援	1.学生納付金の取扱 2.学内・学外奨学金制度
(8) 学校の財務	1.事業活動収支計算書、貸借対照表
(9) 学校評価	1.学校自己評価・学校関係者評価の結果
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

## (3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他( ) )

URL: <http://www.tokai-med.ac.jp/gakuen/index.html>

授業科目等の概要

分類			授業科目名	授業科目概要	授業時数/単位数	授業方法			実践的授業方法の種類				
必修	選択必修	自由選択				講義	演習	実験・実習・実技	企業連携	グループワーク	実務家授業	インターンシップ	
○			人体の構造と機能及び疾病	1. 心身機能と身体構造ならびに様々な疾病や障害の概要について、人間の成長と発達および日常生活での関連を踏まえて理解する。2. リハビリテーションに関わる支援の概要を学ぶ。	30	○						○	
○			心理学理論と心理的支援	社会福祉・精神保健福祉の実践に必要とされる心理学の基本的知識を身につけ、直接的・間接的援助実践技術に役立てることを目指す。	30	○							○
○			社会理論と社会システム	家族や貧困、都市問題など、社会福祉士としての業務に携わっていくうえで背景的に必要となるような、さまざまな社会問題への理解を深める。	30	○				△			○
○			現代社会と福祉	1. 福祉国家がどのような歴史的背景のなかで生まれ、どのように形成されてきたのかについて理解する。 2. 福祉や福祉政策の意義や生活について、市場の論理との対比や政治哲学の観点から理解する。 3. 福祉政策の理念・主体・手法について、関連領域や国際比較を関連させて理解する	60	○							○
○			社会調査の基礎	社会調査の基礎的な知識と方法について学習する。社会福祉士に必要なデータの収集・分析能力を身につけるために、とくに量的調査と質的調査の考え方や手法を理解する。	30	○							○
○			相談援助の基盤と専門職	ソーシャルワーカーと価値を土台として、それにまつわる理念として自己決定、ノーマライゼーションを中心に学び、そして「総合的かつ包括的な相談援助」の専門的既納を理解する。	60	○							○
○			相談援助の理論と方法	システム理論に基づき、ソーシャルワーカーが果たすべき役割について、主に相談援助の場面を中心に展開され、その課程における様々な技術を学ぶ。地域課題のアセスメントや組織化を演習を通じて学ぶ。	120	○							○
○			地域社会の理論と方法	地域福祉の重要性、必要性を理解する。地域課題の抽出方法、地域づくりの実際、を通して組織化や運営の実例を学ぶ。地域課題のアセスメントや組織化を演習を通じて学ぶ。	60	○	△		○				△



○		福祉行財政と福祉計画	福祉行財政は、老人福祉、児童福祉、生活保護制度などサービス給付制度の基盤であることを年頭に入れ、他の科目と関連づけて理解する。福祉計画では、計画の意義とそれぞれの計画の関連を理解する。	30	○						○
○		福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの質に「組織」と「経営」がどのように関係しているのかを理解することである。講義では、福祉サービスを提供している多様な組織について理解をすすめ、その中で特に社会福祉法人に関する経営の基礎理論と福祉サービスの管理運営方法について学ぶ。	30	○						○
○		社会保障	1. 現代社会における社会保障について社会保険制度を中心に学び、社会保障制度の構造と仕組みの全体を理解する。 2. 社会保障の財政構造を把握し、社会保障制度が生活の安定と格差の是正にどのように寄与しているのかを理解する。 3. 社会保障の歴史的な成立過程を学ぶことにより現代社会の位置づけを確認する。	60	○						○
		高齢者に対する支援と介護保障制度	高齢者の身体的・精神的・社会的な特性をはずめ、わが国の高齢者を取り巻く社会情勢や要援護高齢者に関する現況、「老人福祉法」「高齢者虐待防止法」等の重要法令、21世紀福祉ビジョン、介護保険制度等のわが国の高齢者関連施策について学び、今後の高齢者福祉において求められる社会福祉士の役割等について考察できるようにする。	60							
○		高齢者に対する支援と介護保障制度	高齢者の身体的・精神的・社会的な特性をはずめ、わが国の高齢者を取り巻く社会情勢や要援護高齢者に関する現況、「老人福祉法」「高齢者虐待防止法」等の重要法令、21世紀福祉ビジョン、介護保険制度等のわが国の高齢者関連施策について学び、今後の高齢者福祉において求められる社会福祉士の役割等について考察できるようにする。	60	○				△		○
○		障害者に対する支援と障害者自立支援制度	社会福祉士として生きづらさを抱えた方への支援技能を身に付けるため、障害者の生活実態や障害者を取り巻く情勢、障害者を支援するための制度について理解する。	30	○			○			△
○		児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	1. 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉ニーズについて理解する。 2. 児童・家庭福祉制度の発展過程及び児童の権利について理解する。子ども・家庭福祉におけるソーシャルワークの在り方について学ぶ。 3. 実際の社会的養育の実践現場えソーシャルワークについて知る。	30	○						○
○		低所得者に対する支援と生活保護制度	1. 現代のわが国の公的扶助制度について生活保護制度を中心に体系的に学習し、公的扶助制度の全体像を理解する。 2. 低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要とその実際について理解する。 3. 相談援助活動において必要となる生活保護制度や生活保護制度に係る他の法制度について理解する。	30	○						○
○		保健医療サービス	1. 国民医療費に関するデータに基づき、ソーシャルワーカーが理解すべき日本の医療に関する現状と課題を認識する。2. 医療保険制度や診療報酬制度に関する知識や情報を習得する。	30	○						○

○		就労支援サービス	1. 社会福祉士として生きづらさを抱えた方への支援技能を身に付けるため、就労支援制度や各機関の役割を理解するとともに、就労支援のプロセスを理解します。 2. 社会福祉士であり、職場適用援助者としての経験もあるものが現場経験を活かした指導を行い、就労支援分野のソーシャルワークへの理解を深める。	15	○		○		△		
○		権利擁護と成年後見制度	1. 現行の社会保障制度（以下、本制度と称する）を法的側面から考察し、本制度の全体像と問題点の有無を理解する。 2. 法定及び任意の両後見制度を比較検討し、両制度の併存の意義、果たす役割、更に異同点を理解する。・民法全体を考察し、財産権及び身分権と本制度との関連性を理解する。・行政法を体系的に概観し、本制度と関連する分野を概観し、本制度と関連する分野を概観するについて保護観察の実際を中心に体系的に学習し、社会内処遇の全体像を理解する。 ・非行のあった少年への保護処分の実際について学習し、虐待等少年保護が抱えるし、虐待等少年保護が抱える課題について理解する。 ・医療観察制度における処遇の流れを学習し、地域における精神保健医療の確保のあり方について理解する。 ・保護司に代表されるボランティアの実情について学び、犯罪をした人などへの地域社会の関わりについて理解する。	30	○					○	
○		更生保護制度	1. 現行の社会保障制度（以下、本制度と称する）を法的側面から考察し、本制度の全体像と問題点の有無を理解する。 2. 法定及び任意の両後見制度を比較検討し、両制度の併存の意義、果たす役割、更に異同点を理解する。・民法全体を考察し、財産権及び身分権と本制度との関連性を理解する。・行政法を体系的に概観し、本制度と関連する分野を概観し、本制度と関連する分野を概観するについて保護観察の実際を中心に体系的に学習し、社会内処遇の全体像を理解する。 ・非行のあった少年への保護処分の実際について学習し、虐待等少年保護が抱えるし、虐待等少年保護が抱える課題について理解する。 ・医療観察制度における処遇の流れを学習し、地域における精神保健医療の確保のあり方について理解する。 ・保護司に代表されるボランティアの実情について学び、犯罪をした人などへの地域社会の関わりについて理解する。	15	○					○	
○		相談援助演習	相談援助実習に臨む前段階に理解すべき価値・倫理など、対人援助専門職（ソーシャルワーカー）としての基盤づくりを目的とする。	150	△	○			○	△	
○		相談援助実習指導	本講では、単にソーシャルワークの実践現場を体験するのではなく、「講義・演習・実習」の相互循環的学習を図ることを目的として実習教育を進めていくが、大きく「現場実習に向けた事前学習」「実習現場における事中学習」「実習を終えた後の事後学習」の三つの更生で展開していくこととなる。	90	△	○	△		△	○	
○		相談援助実習	1. 相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。 2. 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 3. 関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	180	△	△	○		△	△	○
合計授業時数/単位数				要件該当授業時数/単位数							
1200時間				1200時間							

(留意事項)

- 申請するプログラムで受講可能な全ての科目について記入すること。
- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について「○」を付し、その他の方法について「△」を付すこと。
- 一の授業科目について、企業連携、グループワーク、実務家授業、インターンシップのうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について「○」を付し、その他の方法について「△」を付すこと。
- 実践的授業方法の種別については、実施要項の3(6)の①～④の要件に該当する授業科目について○又は△を付すこと。
- 授業時数/単位数については、推薦プログラムが正規課程で時間制の場合は単位時間数、正規課程で単位制の場合は単位数、履修証明プログラムの場合は時間数を記入してください。
- 合計授業時数/単位数については、受講者が受講可能な全ての科目（必修・選択必修・自由選択を問わない）の合計単位時間数等を記入すること。
- 要件該当授業時数/単位数については、企業連携、グループワーク、実務家授業、インターンシップのいずれかに該当する科目の合計単位時間数等を記入すること。